

請 願 審 査 資 料

元年請願第6号

めばえ学園の指定管理者選定における公募撤回について

令和元年8月19日

こども未来局

1. 請願事項

めばえ学園の指定管理者選定における公募撤回について

(請願者：永松 のぞみ 外 6,069 人)

1. 福岡市立障がい児通園施設めばえ学園の第5期指定管理者の選定において、公募を撤回するよう議会も市へ働きかけるとともに、指定管理者選定の承認に当たっては慎重な審議を行うこと。

2. 指定管理者制度について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的とするものである。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、本市が設置している施設であるが、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、法人その他の団体で、本市が指定する団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）。

【地方自治法第二百四十四条の二第3項】

地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められたときは、条例に定めるところにより、法人その他の団体であつて地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

3. 福岡市の状況

(1) 障がい児通園施設における指定管理者選定状況

こども未来局こども部こども発達支援課が所管する市立の障がい児の通園施設は、4か所設置しており、その運営は、平成15年度の地方自治法改正により公の施設の管理について指定管理者制度が創設されたことを受け、平成17年度に条例改正し、平成18年度から全ての施設で指定管理者制度を導入している。指定管理者の選定にあたっては、いずれも公募によることを原則とし、特別な事情があると市長が認める場合に、例外的に非公募によることができることとしている。

【こども未来局所管の市立障がい児通園施設】

施設名称	位置	根拠条例
西部療育センター	福岡市西区内浜一丁目	福岡市立療育センター 条例
東部療育センター	福岡市東区青葉四丁目	
あゆみ学園	福岡市南区屋形原二丁目	福岡市立医療型児童発達支援センター条例
めばえ学園	福岡市博多区半道橋一丁目	福岡市立児童発達支援センター条例

【福岡市立療育センター条例第13条第1項】

市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

【福岡市児童発達支援センター条例第6条第1項】

市長は、支援センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、支援センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

【福岡市医療型児童発達支援センター条例第9条第1項】

市長は、支援センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、支援センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

これまでの選定状況については、

第1期（平成18年度～20年度の3か年）

第2期（平成21年度～23年度の3か年）

第3期（平成24年度～26年度の3か年）

第4期（平成27年度～31年度の5か年）

にわたり、いずれも福岡市社会福祉事業団を非公募で選定している。

直近である第4期の選定の際の、施設ごとの非公募理由は、下記のとおりであった。

【第4期指定管理期間の指定管理者選定時の非公募理由】

施設名称	非公募理由
西部療育センター	心身障がい児に対する相談・診断，早期療育の本市における中核施設として，療育及び通園事業を実施するだけでなく，市内の他の障がい児施設，幼稚園，保育所に対しても障がい児療育についての指導を行うなど，本市における先駆的・先導的役割を果たしている。
東部療育センター	今後もこれらの役割を果たしていく必要があり，幅広い専門的知識・経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は，福岡市社会福祉事業団以外にないため。
あゆみ学園	主に肢体不自由児を対象とした通園施設として，民間施設では行っていない概ね1歳児からの早期療育や機能訓練を実施するなど，本市における先駆的・先導的な役割を果たしている。 今後もこれらの役割を果たしていく必要があり，幅広い専門的知識・経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は，福岡市社会福祉事業団以外にないため。
めばえ学園	主に知的障がい児を対象とした通園施設として，民間施設では行っていない1歳児からの早期療育や医療的配慮児の受け入れなど，本市における先駆的・先導的な役割を果たしている。 今後もこれらの役割を果たしていく必要があり，幅広い専門的知識・経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は，福岡市社会福祉事業団以外にないため。

(2) 今回の経緯

めばえ学園については、平成25年度に実施された「包括外部監査報告書（指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について）」において、「児童発達支援センターについては民間が設置している施設も存在することから、社会福祉事業団でなければ管理・運営できないという事情はないと思われる」「公募で指定管理者を募集した上で、他に施設の管理運営を任せることが適当な法人がないか、検討する機会を持つことも検討されてよいのではないか」との意見があった。

また、第5期の指定管理者選定にあたり、学識経験者、弁護士、関係機関、施設利用者代表からなる「福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会」において、平成30年12月の会議で「公募・非公募」について意見聴取を行ったところ、以下のような意見が出された。

- 主に知的障がい児を対象とした通園施設であり、1歳児からの親子通園や医療的ケア児への支援を含め他の民間法人でも運営できるのではないか
- 医師を含まない福祉職を中心とした職員配置であり、同一法人による継続的な運営の要請は高くない
- 公募要項にて療育水準や確実な引継を担保したうえで、競争による創意工夫の機会を確保することが必要である

こうした意見を踏まえ、知的障がい児の療育を行っている民間法人も増えてきていることも考慮し、めばえ学園については、原則どおり公募にて選定を行うこととしたもの。

(3) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

内 容	時 期
募集の周知及び募集要項の配布	令和元年6月3日～7月2日
募集説明会、施設見学会	6月11日
応募書類の受付	6月24日～7月12日
選定・評価委員会による審査	9月上旬
指定管理者の候補者の選定・公表	9月下旬
指定管理者の候補者との仮協定締結	9月下旬
指定管理者の指定議案上程	12月議会
指定管理者との協定締結	議決後、12月下旬

4. 請願に対する福岡市の考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的とするものであり、指定管理者の選定については、本市の児童発達支援センターも、条例で、特段の事情がない限り、公募によることが原則とされている。

めばえ学園について、さらなる障がい児療育の充実や運営の創意工夫など、市民サービスの向上を図る制度本来の趣旨に沿って、公募による選定を行うものである。

また、外郭団体のうち、人的財政的支援の程度が大きい団体は、原則として公募に参加できないこととされているが、サービスの質を確保する観点から、民間事業者との公平性を担保したうえで、現指定管理者である福岡市社会福祉事業団も公募に参加できることとしており、引き続き、適正かつ公正な選定手続きを進めていく。